



2021年5月12日

各 位

会 社 名 株式会社ディー・エル・イー
代 表 者 名 代表取締役社長 勝山 倫也
(コード番号：3686 東証第一部)
問 合 せ 先 執行役員 経営管理本部長 松本 博数

監査等委員会設置会社への移行、定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行する方針を決定いたしました。また、これに伴いまして 2021年6月21日開催予定の第20回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更及び役員の異動について付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「役員の異動に関するお知らせ」において別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

当社は、取締役会の監督機能を強化しコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るとともに、経営の効率性を高め迅速な意思決定を可能にするため、監査等委員会設置会社へ移行することにいたしました。監査等委員会設置会社への移行により、経営の監督と業務執行の分離を推進するとともに、取締役会における経営戦略等の議論の充実を図りさらなる企業価値の向上に努めます。

(2) 移行の時期

2021年6月21日開催の第20回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

監査等委員会設置会社への移行に伴いまして、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除を行うとともに、重要な業務

執行の決定の委任に関する規定の新設等、その他所要の変更を行うものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1) 取締役会</p> <p>2) <u>監査役</u></p> <p>3) <u>監査役会</u></p> <p>4) 会計監査人</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第19条 <u>当社の取締役は、11名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(新 設)</p> <p>③取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1) 取締役会</p> <p>2) <u>監査等委員会</u> (削 除)</p> <p><u>3) 会計監査人</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第19条 <u>当社の監査等委員でない取締役は10名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>③前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して行う。</u></p> <p>④取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p><u>⑤当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>⑥前項の補欠の監査等委員である取締役</p>

<p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>②代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>③取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、取締役副社長及び専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的</p>	<p><u>の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 <u>監査等委員でない</u>取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②<u>監査等委員である</u>取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>③<u>任期満了前に退任した監査等委員である</u>取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 当社は、取締役会の決議によって、<u>監査等委員でない</u>取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>②代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>③取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない</u>取締役の中から取締役社長 1 名を選定し、取締役副社長及び専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的</p>
--	---

記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

②当社は社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(新 設)

記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

②当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 31 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任すること

<p>第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u> (新 設)</p> <p><u>(監査役の員数)</u> 第 31 条 当社の監査役は、5 名以内とする。</p> <p><u>(監査役の選任)</u> 第 32 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>(監査役の任期)</u> 第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>(常勤監査役)</u> 第 34 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第 35 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>(監査役会の決議の方法)</u> 第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p><u>ができる。</u></p> <p>第 5 章 <u>監査等委員および監査等委員会</u> <u>(常勤の監査等委員)</u> 第 32 条 <u>監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第 33 条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u> 第 34 条 <u>監査等委員会の決議は、議案に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数</u></p>
---	---

<p>(<u>監査役会の議事録</u>)</p> <p>第 37 条 <u>監査役会</u>における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した<u>監査役</u>がこれに記名押印又は電子署名をする。</p> <p>(<u>監査役会規程</u>)</p> <p>第 38 条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p> <p>(<u>監査役の報酬等</u>)</p> <p>第 39 条 <u>監査役の報酬等</u>は、<u>株主総会の決議</u>によって定める。</p> <p>(<u>監査役の責任免除</u>)</p> <p>第 40 条 <u>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p><u>②当社は社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第 6 章 会計監査人 (<u>会計監査人の選任</u>)</p> <p>第 41 条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(<u>会計監査人の任期</u>)</p> <p>第 42 条 <u>会計監査人の任期は、選任後</u></p>	<p>数をもって行う。</p> <p>(<u>監査等委員会の議事録</u>)</p> <p>第 35 条 <u>監査等委員会</u>における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した<u>監査等委員</u>がこれに記名押印又は電子署名をする。</p> <p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p> <p>第 36 条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>第 6 章 会計監査人 (<u>会計監査人の選任</u>)</p> <p>第 37 条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(<u>会計監査人の任期</u>)</p> <p>第 38 条 <u>会計監査人の任期は、選任後</u></p>
---	---

1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第44条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当金)

第45条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

(中間配当金)

第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第47条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始日の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

②未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当金)

第41条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

(中間配当金)

第42条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第43条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始日の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

②未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	2021年6月21日
定款変更の効力発生日	2021年6月21日

以 上